

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1724

11月の税務

《もくじ》

1. 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
納期限…12月2日
 2. 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月15日
 3. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税
の納付
納期限…11月11日
 4. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税
・地方消費税・法人事業税・(法人事業所
得税)・法人住民税)
申告期限…12月2日
 5. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人
事業者の3月ごとの期間短縮に係る確
定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…12月2日
 6. 3月決算法人の中間申告(法人税・法人
事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…12月2日
 7. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、
12月決算法人の3月ごとの中間申告(消
費税・地方消費税)
申告期限…12月2日
 8. 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9
月決算法人を除く法人の1月ごとの中
間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…12月2日
- ※ 税を考える週間…11月11日～17日

◎税務のニュース

総務省／女性活躍推進／住民票、番号カード
旧姓併記 … 2

◇中小企業経営者のための豆知識

適格請求書等保存方式(インボイス方式)

1. インボイス制度とは … 3
2. インボイス制度導入で何が変わるか… 4
3. インボイス制度が導入されるまでの対応… 5
4. 経理業務への影響 … 6

▲中小企業経営者のための豆知識

税務調査

1. 申告内容を帳簿などで確認する税務調査… 8
2. 任意調査と強制調査の2種類 … 8
3. 税務調査が行われる時期等 … 8
4. 税務調査の流れとチェックポイント… 9
5. 税務調査の事前準備 … 11
6. 税務調査が入りやすい法人 … 11

○中小企業経営者のための法人税入門

第4章【税額計算と申告・納付】

1. 税額計算のしくみ … 14

◆中小企業経営者のための仕訳の実例

◎法人税等(法人税、住民税及び事業税)の仕訳

1. 法人税等(法人税、住民税及び事業税)とは
 - (1) 法人税等の定義・意味など … 17
 2. 法人税等の決算等における位置づけ等
 - (1) 法人税等の財務諸表における区分 … 18
 3. 法人税等の会計・簿記・経理上の取り扱い
 - (1) 会計処理方法 … 18

適格請求書等保存方式（インボイス方式）

2016年11月末に可決・成立した税制改正関連法により、2023年10月に実施される予定となったのが「インボイス方式（適格請求書等保存方式）」です。

インボイスというと、貿易業務に不可欠な通関手続きの重要な書類を思い浮かべますが、ここでいうインボイスも、請求書や納品書に消費税率と消費税額が記載されているものとされており、類似しています。

インボイス方式とは、簡単にいうと、課税事業者が発行するインボイス（請求書や納品書）に記載された税額のみを控除することができる、「仕入税額控除」の方式をいいます。

今回は、そのインボイス方式により現行の制度と何が変わるか、考えていきたいと思えます。

1. インボイス制度とは

「インボイス制度」とは、「適格請求書等保存方式」という消費税の仕入税額控除の方式のことで、軽減税率制度の導入に伴い新たに2023年から採用されるものです。

従来の方式（請求書等保存方式）では、請求書は課税事業者・免税事業者問わずに誰でも発行が可能で、発行者の名称、対価（税込）、取引年月日、取引内容、請求先の名称が書かれていれば全て仕入税額控除が可能です。しかし、インボイス制度が導入されれば、認定された事業者のみが発行できる「適格請求書」のみが仕入税額控除を受けられる対象になり、それ以外の請求書類では仕入税額控除ができなくなります。

このインボイス制度が導入される背景には、大きく2つの要因があります。

1つは「軽減税率制度の導入」です。

消費税は、購入者から預かった税金を売り手側＝企業が代行納付します。企業が納付する際は、自らの仕入れにかかった消費税を差し引いて税金を納付すればよい（仕入税額控除）のですが、税率ごとに仕入税額控除を計算しなければなりません。

そのため、仕入税額控除を計算する根拠となるよう、請求書にはこれまで義務づけされていなかった「適用税率・税額の表示」が必要になります。インボイス制度の導入には、仕入税額控除の不正や記載ミスの発生を防ぐという意味があるのです。

もう1つは「益税問題の解決」です。

益税とは、簡易課税制度などを利用することで、事業者の手元に合法的に残った消費税のことをいいます。簡易課税制度では、売上高だけから納付税額を計算する制度で、みなし税率が適用されます。また、現在は前々事業年度の課

売上高が1,000万円以下の中小企業は、免税点制度によって消費税を納める義務が免除されているため、自身が受け取った消費税と支払った消費税との差額がプールされて益税となっています。

いま、こうした益税が問題になっており、これを解決する有効な方法としてインボイス制度に期待が高まっているのです。

2. インボイス制度導入で何が変わるか

インボイス制度が導入されると、従来の方式から大きく変わる点が2つあります。

① 「適格請求書発行事業者」に登録しなければ、「適格請求書」を発行できない

インボイス制度が始まると、仕入税額控除が受けられる適格請求書等の発行は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」しか交付できなくなります。もし、適格請求書発行事業者以外の者が適切な記載項目で請求書を発行しても、適格請求書としては認められず、「誤認される恐れがある」として1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることとなります。

「適格請求書発行事業者」への登録については、軽減税率対象品目の取り扱い有無に関係なく、必要かどうかは「自社の判断」に委ねられます。

例えば、顧客が消費者のみの場合、消費者に対しては適格請求書を発行する必要がないため登録しなくてもよい可能性があります。しかし、相手先から適格請求書等の発行を求められることが想定される場合は、登録の検討が必要になるでしょう。

また、登録できるのは課税事業者に限られます。現在、課税事業者であればもちろん可能ですが、免税事業者でも「消費税課税事業者選択届出書」（通称「課税選択届出書」）を提出して課税事業者になれば登録することができます。

登録の手続きは、所轄の税務署で行います。過去2年以内に消費税法違反で罰金以上の刑に課せられていなければ、基本的に問題なく登録認可されます。登録が認可されると、適格請求発行事業者には登録番号が付与されます。その登録番号が記載されているかどうかで、仕入税額控除の対象書類かどうかが決まります。登録番号は、基本的に「法人番号の前にTがついたもの」になります。法人番号がない場合は、マイナンバーとは別の、法人番号とも重複しない固有の番号が付けられます。

その後、適格請求発行事業者は「適格請求書発行事業者登録簿」に搭載され、国税庁ホームページで公表されます。

② 「適格請求書」として記載事項を変更し なければならない

適格請求書には、必ず明記しなければならない事項があります。適格請求書の記載事項は、以下の通りです。

イ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称＋登録番号

- ロ 取引年月日
- ハ 取引内容（軽減税率対象品目が分かるように明記すること）
- ニ 税率ごとに合計した対価（税抜又は税込）＋適用税率
- ホ 税率ごとの消費税額等
- ヘ 交付を受ける事業者の氏名又は名称

これらの記載事項は、請求書の他に領収書、レシート、納品書等、仕入税額控除の書類として処理しているもの全てに必須となります。

適格請求書では定められた様式はないので、上記イ～ロが記載されていれば、手書きであっても「適格請求書」とみなされます。端数処理は、1枚の適格請求書につき税率ごとに1回のみ（切り捨て、切り上げ、四捨五入は任意）となります。複数の納品書を発行し1枚の請求書でまとめて請求する場合は、それらをまとめた請求書で行うことが可能です。

また、原則として適格請求書でなければ仕入税額控除は受けられませんが、交付に際して特例が設けられているものもあります。

○適格請求書の交付特例

以下の場合には「適格請求書」の発行が困難なため、交付義務はありません。

- ・公共の鉄道、バス、船舶による旅客の運送（3万円未満に限る）
- ・出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ・生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式 かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
- ・自動販売機による販売（3万円未満に限る）
- ・郵便切手を対価とする郵便サービス（ポストに差し出されたものに限る）

以下の場合には「適格簡易請求書」の発行が可能です。

- ・小売業、飲食店業、写真業、旅行業
- ・タクシー業
- ・不特定多数の者に対して行う駐車場業
- ・上記に準ずるその他不特定多数の者を対象とする一定の営業

委託販売等の場合は、媒介又は取り次ぎを行う事業者（媒介者等）による適格請求書の交付が可能です。

3. インボイス制度が導入されるまでの対応

インボイス制度は、消費税改正とともにスタートするわけではありません。消費税改正がスタートしたばかりの段階では、すぐにインボイス制度まで導入すると混乱を招く恐れがあるため、インボイス制度になるまでの4年間は「区分記載請求書等保存方式」が採用されることになっています。区分記載請求書等保存方式とは、従来の方式を維持しつつ区分経理に対応する方式で、下記の記載事項が必須となります。

- ・ 請求書発行者の氏名又は名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容（軽減税率対象品目が分かるよう に明記すること）
- ・ 税率ごとに合計した対価（税込）+適用税率・ 交付を受ける事業者の氏名又は名称

区分記載請求書等保存方式では、買い手側に対して「区分記載請求書の保存」が仕入税額控除の要件とされています。しかし、請求書等に「軽減税率対象品目の明記」や「税率ごとに合計した対価（税込）」の記載がなくても、買い手側で事実に基づき追記することが認められています。

また、区分記載請求書等の発行のために登録は必要ないため、免税事業者が発行した請求書でも仕入税額控除は受けることが出来ます。

売り手側には、これまで通り、請求書の交付義務や保存義務、不正交付による罰則等はありません。

4. 経理業務への影響

インボイス制度が導入されることで、具体的にどのような業務が新たに発生するのでしょうか。

① 「適格請求書発行事業者」の登録手続き をする

適格請求書を発行する場合は、適格請求発行事業者の登録が必要です。インボイス制度がスタートする2023年10月1日から適格請求書を発行したいのであれば、2021年10月1日～2023年3月31日の間に登録申請書を提出しなければなりません。

それを過ぎても登録は可能ですが、制度開始には間に合いませんので注意が必要です。ただし「期間内に申請できなかった困難な事情」がある場合は、事情が認められれば2023年9月30日まで受け付けてくれます。

現在免税事業者である場合は、本来「課税選択届出書」が必要ですが、2021年10月1日～2023年9月30日の間に登録する場合に限り、適格請求発行事業者の登録申請書のみで手続きできます。

② 自社請求書のフォーマットを変更する

区分記載請求書等保存方式では厳密ではないものの、インボイス制度がスタートすれば、請求書の記載事項を要件に合わせて変更しなければなりません。

現在利用しているシステムの既存フォームを使用している場合は、必須事項が記載される内容か確認しておかなければなりません。エクセル等で独自のフォーマットを作成し使用している場合は、フォームの作り直しが必要になるでしょう。

③ 仕入税額控除対象かどうかで、請求書を 別管理する

消費税改正後は、請求書等の交付を受けることが困難な場合を除き、帳簿及

び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。そのため、仕入税額控除の計算に使う書類とそうでない書類は、分けて管理する必要があります。

このとき、マスタ機能で取引先ごとに課税・免税の識別ができない販売管理システムの場合、分類から保管までの業務が非常に煩雑になることが予想されますので、課税・免税で区分できるものに切り替える必要があります。

ここで注意しておきたいのは、免税事業者からの仕入れ分についてです。免税事業者が発行した請求書は、すぐに仕入税額控除が100%できなくなる訳ではなく、2023年10月から3年間は80%、その後3年間は50%の仕入税額控除が可能となる経過措置が取られる予定です。そのため、その間の仕入管理はそれぞれ別にしておく必要があります。

なお、消費税改正以後の仕入税額控除の要件とされる「帳簿の記載事項」は以下の4つになります。

- ・相手先の氏名又は名称
- ・取引年月日
- ・取引内容（軽減税率対象品目は別に記載）
- ・金額

④ 買い手・売り手ともに請求書を保存する

適格請求書は仕入税額控除の要件であるため、買い手側は一定期間保存する必要があります。保存期間は、これまでと同様、交付日又は受領日の翌月1日から2か月後を経過して7年間となります。

保存が必要とされる請求書等には、適格請求書や適格簡易請求書、適格請求書の記載事項が記載されている仕入明細書等、またそれらの電磁的記録（PDFなど）が含まれます。

ただし、以下の場合には帳簿のみの保存でも仕入税額控除が認められます。

- ・「適格請求書の特例」が認められているもの
- ・適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
- ・古物営業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から買い受ける古物
- ・質屋営業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から取得する質物
- ・宅地建物取引業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から買い受ける建物
- ・リサイクル業等を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から買い受ける再生資源又は再生部品・自動販売機での購入（3万円未満）
- ・従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当など）

また、売り手側となる適格請求書発行事業者にも、交付した適格請求書の写しを保存する義務が課せられます。インボイス制度導入以降は、受領した適格請求書だけではなく、発行した原本の保存もしっかり行いましょう。

税務調査

これまで税務調査を受けたことがない人は調査の流れがよくわからず、どのような準備をしておけばよいのか不安に思っていることでしょう。今回は、一度も税務調査を受けたことがない人にもわかりやすく調査の流れを解説します。

1. 申告内容を帳簿などで確認する税務調査

税務調査は、毎年行われる確定申告に対し、申告内容が正しいかどうかを税務署が調査することです。法人税は、申告納税制度といって申告する人がみずから自社の所得と税額を計算して納付するため、申告内容の公平性と正確性を維持するためには、第三者のチェックが不可欠なのです。意図的な改ざんや虚偽の申告を見逃さないことはもちろん、複雑な税制のもとで誤って申告してしまった場合も、税務調査によって正さなくてはなりません。

税務調査は、国税通則法及び法人税法で、権限が与えられています。調査官が、税額の算出根拠などについて質問したり、帳簿や領収書などの資料を検査したりできるようになっています。納税者側は、質問への回答や、資料を提出する義務があります。税務調査を行った上で、事実と異なる申告が確認されれば、正しい税額を計算して確定し、追徴課税が発生するというしくみです。

2. 任意調査と強制調査の2種類

税務調査には任意調査と強制調査があります。

① 任意調査

脱税の疑いなどがなければ基本的には任意調査となります。任意調査の場合は事前に調査に赴く旨の連絡（電話）が会社に入るため、急に調査に来られるといったことはありません。ただし、任意調査とはいえ質問検査権はあるため、質問に対する黙秘や虚偽の申告は罰則になる可能性があります。調査官に対しては丁寧に内容を説明して、情報に誤りがないようにしましょう。

② 強制調査

ニュースで、建物からダンボールを次々と運び出している姿を見たことがあるかもしれません。「マルサ」とは、国税局査察部のことです。強制調査は、このマルサが担当しています。強制調査の最大の特徴は、「脱税の隠蔽工作が悪質であること」、「脱税額が1億円を超えること」を満たしていると想定される場合に、裁判所の令状でもって調査がされることです。

3. 税務調査が行われる時期等

税務調査が行われる時期や対象となる会社は、明確には決まっていません。

どの会社にも税務調査の可能性があります、いつどのようにして連絡が来るのでしょうか。急な連絡に慌てないためにも、税務調査の時期と連絡方法を知っておきましょう。

税務調査が増えてくるのは、税務署の人事異動が終わる7月以降といわれています。この後、11月頃にかけて本格的に税務調査が実施されます。会社の受付いきなり税務署の人がやってくるというようなことは、通常はありません。税務署側も、急に訪問して申告関係を把握している社員が不在だったり、資料が思うようにそろわなかったりすれば、時間の無駄になってしまうからです。

いきなり調査が行われるケースは、証拠隠滅が疑われる会社などに限定されます。多くの場合、事前に電話などで連絡があるか、顧問税理士がいる場合は税理士を通して調査を実施する旨の通告があります。

ただし、事前連絡がいつあるのかは不確かです。国税庁のウェブサイトでも、「事前通知の時期」については以下のような回答が掲載されています。

- ・「実地の調査を行う場合の事前通知の時期については、法令に特段の規定はなく、また、個々のケースによって事情も異なりますので、何日程度前に通知するかを一律にお示しすることは困難ですが、調査開始日までに納税者の方が調査を受ける準備等をできるよう、調査までに相当の時間的余裕を置いて行うこととしています」

4. 税務調査の流れとチェックポイント

① 税務調査は平均1～2日

税務調査は概ねパターンが決まっています。

税務調査を受けるにあたり、まずは税務署から事前に日程調整の連絡が来て、日程の打ち合わせを行います。その際、一般的には約束した日の午前中から調査官が事務所に来ることとなるケースが多いようです。

初日の午前中は、まずは最初の挨拶と事業概要の説明を求められます。法人の場合には代表者、一般的には社長からの説明を求められますが、個人事業主の場合にはほとんどの場合事業主からの説明を求められます。

その後、帳簿のチェックや領収書と帳簿の付け合せ、仕訳のチェックと調査が進行していきます。調査の最後に、指摘事項があれば指摘を受け、内容に納得できれば追徴される税額の納付書を渡されますので、納付書と現金を持って金融機関で納税すれば税務調査は完了という流れとなります。

小規模な法人の場合には、概ね2～3日間で調査が終了するのが一般的ですが、個人事業主の場合には医院や土業の事務所などのように大規模な事業を営んでいるのでない限り1日、長くても2日間で終了するのが一般的です。

② 税務調査の際にチェックを受けるポイント

税務調査の際に、高度な会計理論や税法の解釈で争いとなることは中小零細企業でも稀ですし、ましてや、個人事業主の税務調査ではまずないと言って良いでしょう。

大抵は、収益・費用が今年に属するか、来年に属するかという期ズレの問題や資料の不備、減価償却資産を一括して損金として計上しているといったミスは是正や交際費が事業と関係がないのではないかというような指摘が多いです。

このような指摘は、専門的な知識がない人であっても理解しやすいですし、質問すれば税務署の職員が丁寧に教えてくれます。また、どうしても自分だけで税務調査に対応するのは不安だという人は、税務調査の立会だけを税理士に依頼することも可能です。

ただし、税理士と個人的に親しく、普段から経理内容を相談しているという間柄であればともかく、税務調査の立会のみ依頼は申告内容がわからないため引き受けたくないという税理士も多いでしょう。引き受けてくれたとしても、詳しい申告内容がわからない税理士では、税務調査の現場で十分な対応を行うことは困難です。

税務調査で指摘を受けた場合、納得するかどうかを即答する必要はありません。「専門家と相談してからお返事します」と伝え、後日税理士と相談してから対応することも可能です。まずは税務調査には自分で対応し、納得のできない指摘を受けた場合に税理士に相談するという方法を検討しても良いでしょう。

また、最近の傾向として、以下のような指摘を受けることが多いようです。

◇外注費

本当に、外注費としての実態があるのかどうかという観点から、調査や質問を受ける傾向にあるようです。

例えば、実態がないにもかかわらず知人に外注したことにして、裏でキャッシュバックを受けたりしていないか、または給与として処理すべきものを、外注費として計上していないかどうかという調査が行われています。

全く実態のない外注費を計上するのは論外ですが、給与として処理すべきものを外注費として計上すると、消費税の課税仕入の額が増加しますし、源泉徴収も行わないことになってしまいますので、税務調査で指摘を受けるとそれらの是正を行うこととなります。

◇Suica等の利用明細

これまでは、多額でない限りSuica等にチャージした金額の全額を交通費として処理しても差し支えありませんでした。しかし、最近は交通費に限らず、小売店や飲食店でもSuica等を利用して支払いをすることができます。

なかには、交通費として計上したSuica等を利用して、私的な買い物や飲食をする人がいるようですので、最近の税務調査では「今回は深く追求しないけれど、次回からは利用明細を保存しておいてください」と指導されることが増えています。

Suica等にチャージする金額が多い人は、今からでも利用明細を保存しておいたほうが良いでしょう。

5. 税務調査の事前準備

税務署から調査に行く旨の通知が入ったら、納品書、領収書、請求書などを整理しておきましょう。社長や経理担当者のパソコンの中身も整理しておくことをおすすめします。調査当日までに、以下のような書類などをそろえておく必要があります。

税務調査は、会社の規模にもよりますが、1日あるいは2日にわたって行われることが多いです。まずは、会社の沿革や業務内容をはじめ、取引先の範囲、役員や幹部職員についての情報などを聞かれることが多いです。そして、売上計上における管理体制や作成書類、売上に関係する書類の確認と帳簿との照合などが行われ、人件費、役員報酬、交際費といった項目が重要視されます。さらに、実地調査や取引先への確認作業などが行われることもあります。

税務調査の結果は、調査から1ヵ月ほどで連絡があります。このとき、修正申告を求められる場合と、修正は求めず指導にとどめる場合があります。

6. 税務調査が入りやすい法人

◇収益に対する費用の割合や内容が同業他社とは異なる

一般的に、同じような事業を営んでいる事業者の収益に対する費用の割合や内容は類似しています。したがって、収益に対する費用の割合や内容が同業他社と比較して大きく異なる場合には、その理由の確認のために税務調査の対象となる可能性があるでしょう。

◇開業してから3年ほど経過している

開業したばかりの時期は、一般的にはあまり利益が出ているとは言い難い状況にあります。また、経理処理にも気合が入り、適正に処理されていることが多いでしょう。そのような時期に税務調査を行っても、調査官にとって実りのある結果が得られるとは言えません。

しかし、事業を始めてから3年ほどが経過すると、順調な事業であれば徐々に利益がはじまっているでしょうし、経理処理にも少し油断が出ているかもしれません。また、一般的には事業を開始してから2年間は消費税が課税されませんが、事業者によっては3年目から消費税を申告するための帳簿も作成しなければいけません。

したがって、開業してから3年ほど経過した事業者は、税務調査の対象になりやすいと言われています。

◇数年にわたり事業所得を赤字で申告している

事業により発生してしまった赤字は、同年の給与所得から差し引くことが可能です。もちろん、きちんと事業を営んだ実態があり、結果的に赤字なのであれば問題ありません。しかし、中には実態がないにもかかわらず、事業を営んだこととして自宅の家賃や携帯電話代、交通費や私的な交際費を経費として計上することで給与所得に課税された税金の還付を受けようとする人がいます。数年前にもこの方法による脱税を指南したコンサルタントが摘発されました。

一般的には、数年にわたり赤字の事業を継続する人は多くありませんから、本当に事業の実態があるのかどうか確認する目的で、税務調査の対象になることがあります。

また、給与を受け取ることなく個人事業のみを営んでいるにもかかわらず、数年にわたり事業が赤字の場合、どうやって生活しているのだろうかと調査官でなくても疑問に思うでしょう。長期間にわたり赤字の申告をしている人の中には、所得隠しや経費の水増しにより脱税をしている人がいる可能性もありますので、そのような事実がないことを確認するために調査対象となることがあります。

7. 他にも色々。税務調査が入りやすい理由

上述したように、税務調査を受けやすい会社の特徴としては、黒字である、消費税の還付を受けた、利益の急増、多額の非経常的な経費が計上されている、などがあるとされています。また、設立から3年目の法人に税務調査が入るケースも多くあるようです。他にも以下のような場合には、税務調査の対象となる可能性があります。しかし、収益を隠したり、費用を水増ししているのではない限り、税務調査を受けたからといって特に問題はありませんから、あまり神経質になる必要はないでしょう。

◇売上がいつも1,000万円ギリギリ

消費税の課税対象となる売上が1,000万円を超えた場合、その2年後は消費税の納税義務者となります。したがって、毎年売上が900万円前後…という場合には、悪意をもって消費税が課税されない範囲まで所得を隠している可能性があります。

また、期ズレなどの指摘を受けた場合には、それが原因で非課税事業者だと思っていた年が課税事業者となることもあります。悪意であれミスであれ、売上が1,000万円を超えた場合には消費税の納税義務が発生しますので、それを確認するために税務調査をすることがあります。

◇税務署からの問い合わせに回答していない場合

税務調査に至らなくても、税務署から書面で問い合わせが来ることがあります。税務署からの再三の問い合わせにも回答しない場合には、税務調査の形で確認に来ることがあります。

◇医療費控除の額が大きいにもかかわらず所得が高い

医療費控除は治療の必要がある支出に限定されますので、美容整形（大怪我などに伴うものを除きます）や歯科矯正などは対象となりません。したがって、医療費控除の額が大きい場合、一般的には重い病気にかかっていることが多いです。それにもかかわらず所得が高い場合には、医院への支出が本当に医療費控除の対象となる支出なのかどうか確認するために税務調査の対象となることがあります。

8. ペナルティ

脱税を行うと、ペナルティとして「追徴課税」が課されます。

追徴課税は「延滞税」に加え、「過少申告加算税」「無申告加算税」「重加算税」といった種類があり、いずれもかなり高い税率が設定されているため、納税者は本来納めるべき納税額よりはるかに多い金額を支払うことになります。

◇延滞税

脱税によって課税されていなかった金額に対して、当初の納付期限から改めて納付するまでの期間に対しての利息として課される税です。なお、延滞税の税率はその年によって異なります。

◇過少申告加算税

課税金額を過少に申告した場合のペナルティを「過少申告加算税」といいます。税率は10%、あるいは50万円を超えた部分については15%となります。ただし、税務調査の通知が来る前に納税者自らが正しく修正申告をすれば課されないことになっています。

◇無申告加算税

文字通り、申告をしていない場合に発生するペナルティです。税率は15%、あるいは50万円を超える部分は20%となります。税務調査で指摘される前に自ら修正申告をすることで軽減されますが、過少申告加算税とは異なり課されない、ということはありません。

◇重加算税

ペナルティとしてもっとも重いのがこの「重加算税」です。この重加算税は事実を仮装したり隠ぺいするなど、意図的に税金を少なくしたとみなされる場合に発生するペナルティで、税率は35%（無申告に値する場合は40%）となっています。また、重加算税を課されるとその後税務調査の対象にされやすくなることもあります。

このほか源泉所得税については、期限を過ぎて納付した場合などに課される「不納付加算税」というペナルティがあります。

9. まとめ

税務調査に関して多くの方が誤解している点に、「税務調査は恐ろしい」というイメージがあります。税務調査の目的はあくまでも指導であり、仮に誤りが見つかったら申告し直せばいいわけです。

また、警察の家宅捜索のようにありとあらゆる引き出しを開けられたり、書類が押収されたりもしません。税務調査＝犯罪捜査ではありませんから、慌てず騒がず、冷静に対処しましょう。

法人税入門

第4章

【税額計算と申告・納付】

1 税額計算のしくみ

いままでは、所得金額を計算する場合に、どのような制限があるのかについてみてきたわけです。

ここでは、以上のようにして計算された所得金額をもとに、税額を計算する仕組みはどのようになっているかをみてみましょう。

この税額の計算は、

所得金額 × 税率

というように、簡単にはいきません。

その仕組みは、

まず、所得金額に税率を掛けます。

この場合の税率は、

資本金の大小

によって違ってきます。

それから、これによって計算した税額に、

同族会社に対する特別な税金

土地を売ったときの特別な税金

をプラスして、さらに、

試験研究費の総額に係る特別控除額

特別試験研究費に係る特別控除額

中小企業の試験研究費に対する特別控除額

一定の機械を買ったときの特別控除額

源泉所得税の控除額 など

をマイナスして、納めなければならない法人税額を計算することになります。

この税額から控除額をマイナスすることを

税額控除

といいます。

では、資本金の大小によってどのように税率が違ってくるのでしょうか。

まず、法人税の基本的な税率は、

23.4%（平成28年4月1日以後に開始する事業年度）

23.2%（平成28年4月1日以後に開始する事業年度）

です。

資本金が1億円以下の、中小会社（注）の場合には、所得金額が年800万円以下の部分について、その税率は、

15%（・平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度）

と、低くなります。

（注） たとえ資本金が1億円以下の会社であっても、

・資本金5億円以上の会社に100%株式を所有されている場

・資本金が5億円以上の複数の会社に100%株式を所有されている場合

この特例の適用がありません。

これを表でまとめると、次のようになります。

	中小会社	大会社
年800万円以下の部分	15%	23.2% (23.4%)
年800万円超の部分	23.2% (23.4%)	

※（）内は、平成30年3月31日以前に開始した事業年度

このように、

大会社より中小会社の方が、税率が低くなる

仕組みになっています。

また、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、

地方法人税

が課されます。

地方法人税には「地方」とついていますが、地方税ではなく国税です。地方法人税と間違えやすい税金に、法人事業税、地方法人特別税がありますので、混同しないようにしてください。

その概要は、次のとおりです。

1. 納税義務者

法人税を納める義務がある法人は、地方法人税を納める義務があります。

2. 税額の計算

地方法人課税の偏在是正のため、法人住民税法人税割の税率を5.9%引き下げる（都道府県分を3.2%から1%の2.2%、市町村分を9.7%から6%の3.7%、それぞれ引き下げる）とともに、地方法人税の税率を5.9%（引下げ分相当）引き上げることとされました。

改正前後の地方法人税の税率

課税事業年	地方法人税の税率
令和元年（2019年）10月1日前に開始した課税事業年度	4.4%
令和元年（2019年）10月1日以後に開始する課税事業年度	10.3%

3. 基準法人税額

基準法人税額は、

各事業年度の所得に対する**法人税額**

となります。

ただし、

所得税額控除

外国税額控除など

を適用しないで計算した法人税額となります。

4. 申告及び納付

地方法人税の申告及び納付は、国に対して行います。

申告書の提出は、法人税と同様です。

◆◇ま と め◇◆

- 1 法人税額は、所得金額に税率を掛けて、それに特別な税金をプラスしてさらに税額控除をマイナスして計算する
- 2 資本金が1億円以下の会社（資本金5億円以上の会社に100%株式を所有されている会社を除く）は税率が低くなる
- 3 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税がかかる

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎法人税等（法人税、住民税及び事業税）の仕訳

1. 法人税等（法人税、住民税及び事業税）とは

(1) 法人税等の定義・意味など

法人税等とは、確定した法人税、住民税（法人住民税。道府県民税及び市町村民税）、一部の事業税（所得割）の税額※を処理する費用（又は利益処分）勘定をいう。

※ これらは当期の所得金額に課せられる。

(2) 法人税等の科目属性

◇費用又は利益処分

法人税等は企業会計的にはこれを費用とみる考え方と利益処分とみる考え方とがある。

(3) 法人・個人の別

◇法人

法人税等は法人で使用する勘定科目である。

(4) 法人税等の目的・役割・意義・機能・作用など

一般に、税金（国税と地方税）、国・地方公共団体などから課せられる賦課金、交通反則金などの罰金などの租税公課一般を管理するための勘定科目に、租税公課勘定（費用勘定）がある。

しかし、租税公課は、税法（所得税法又は法人税法）上、費用にできるものと、費用にできないものがある。つまり、租税公課のなかには、会計上と税法上の取り扱いが異なるものがあるわけである。そのため、すべての租税公課を、租税公課勘定で処理をすると、費用にできない租税公課まで損金経理をすることになる。

この点、法人税と法人住民税は、企業の利益（所得）に課される税金で、法人税法上、損金不算入の税金とされている。そこで、法人税、住民税、事業税（事業税を除き、損金不算入）を租税公課勘定で処理する他の税金（損金算入）と区別して、会計上の処理と税務上の処理の統一を図るために使用される勘定科目が法人税等勘定である。

事業税については、新会計基準で法人税、住民税と同様の処理をすることが求められている。

なお、法人税、住民税、事業税についても、他の税金と同じく、費用として、租税公課勘定で処理してもよい（→損金経理）。ただし、この場合、損金不算入である法人税と住民税は損金経理をし、法人税の確定申告時に、別表四で加算による申告調整を行うことになる。

(5) 法人税等の位置づけ・体系

◇中間申告・確定申告

法人税等勘定を使用した場合には、法人税等の中間納付時は仮払法人税等勘定（→仮払経理）又は未払法人税等勘定（→充当金取崩し）、そして、確定申告時は、未払法人税等勘定（→充当金取崩し）を用いて会計処理を行う。

2. 法人税等の決算等における位置づけ等

(1) 法人税等の財務諸表における区分表示と表示科目

◇区分表示と表示科目

損益計算書 > 税引前当期純利益の下

(2) 表示科目

◇法人税、住民税及び事業税

法人税等の正式な表示科目名は、「法人税、住民税及び事業税」である。

(3) 表示方法

法人税等は、所得に対して課税されるので、損益計算書では、費用勘定である租税公課勘定とは異なり、通常、特別損失の後、税引前当期純利益から控除するかたちで表示する。

3. 法人税等の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

◇使用する勘定科目・記帳の仕方等

期末（決算時）

・法人税等の計上（決算整理事項）

決算で当期の法人税等（法人税・住民税（道府県民税と市町村民税）・事業税の一部）の税額が確定するので、確定した法人税等の額を法人税等勘定（費用又は利益処分）の借方に記帳する。他方、法人税等の納付は確定申告時に行うので、決算時では未払いとなる。

なお、この未払金は、法人税の確定申告書の別表五（二）でいうところの「期末現在未納税額」に相当する。したがって、確定申告時に納付すべき税額を未払法人税等勘定（負債）の貸方に記帳して負債計上する。

また、中間申告（納付）を行っている場合には、仮払法人税等勘定を取り崩し、中間納付額を差し引いた税額を未払法人税等勘定で処理する。

法人税法上、未払法人税等は納税充当金と呼ばれている。

(2) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 法人税等を現金で納付したとき

例題 中間申告にともない、法人税等（法人税20万円、住民税4万円、事業税3万円）を現金で納付した。

法人税住民税 及び事業税	270,000	現	金	270,000
-----------------	---------	---	---	---------

★ポイント★ 「仮払法人税等」勘定を使うこともできます。

2 中間納付、予定納税がないとき

例題 当期分の確定納税額が、法人税30万円、住民税10万円、事業税6万円となった。

法人税住民税 及び事業税	460,000	未払法人税等	460,000
-----------------	---------	--------	---------

例題 「未払法人税等」勘定で処理してあった法人税30万円、住民税10万円、事業税6万円を現金で納付した。

未払法人税等	460,000	現	金	460,000
--------	---------	---	---	---------

3 当該事業年度の納税額が確定したとき

例題 決算において支払うべき法人税の金額が30万円であることが確定した。

法人税等	300,000	未払法人税等	300,000
------	---------	--------	---------

★ポイント★ 決算において法人税が確定しても、すぐに税金を支払うわけではありませんので、法人税等の相手勘定は未払法人税等という負債勘定を使って記帳します。

後日税務署などに税金を実際に支払った時には、この未払法人税等を減額することになります。

4. 法人税等の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分
不課税取引（課税対象外）

消費税法上、法人税等は不課税取引として消費税の課税対象外である。

